

いっしょに 環境を守る活動に 取り組もう！

新たに「環境保全条例」が制定されました。
身近な環境に目を向け、市民、事業者、行政
が協働で環境を守る活動に取り組んでいきま
しょう。

環境保全条例が制定され、今年の
4月1日から施行されました。

これまで市には公害防止に関する
公害防止条例はありましたが、環
境保全に関する条例はありません
でした。近年の環境問題は公害だけ
でなく、身近なものから地球規模の
ものまでと多様化しており、これら
に対応できる条例が必要となってい
ました。この条例でいう環境とは、
公害をはじめ、騒音や悪臭といった
身近な生活環境、温暖化やオゾン層

の破壊といった地球環境など幅広い
ものです。こうした課題を解決し、
よりよい環境を後世に残すため、こ
の条例は制定されました。

「公害の防止や自然環境の保護、
環境の保全に、市と市民と事業者が
協働して取り組まなければならな
い」。条例の基本方針です。具体的
には、公害の防止では、すべての人
が、多かれ少なかれ環境へ負荷をか
けていることを認識し、快適な生活
を確保すること。自然環境の保護で

は、恵み豊かな総社の自然を残し、
後世にこの自然を伝えていくこと。
環境の保全では、地球環境を守るた
め、持続的な発展が可能な循環型社
会の構築に取り組むことが定められ
ています。

また、市と市民、事業者それぞれ
の責務も定めました。市の責務とし
ては、必要な措置や施策を定め実施
し、市民と事業者には、市が行う施
策に協力し、身の周りや所有する場
所をきれいに保つことや雑草の除去
などが求められています。また、特
に事業者には、公害を防止する措置
や緑地の造成、植樹の促進なども責
務として定めています。この責務を
定めた背景には、みんなで環境を良

くし、守っていこうということがあ
ります。

さらに、この条例には、自然環境
保全地区の指定ができる規定が盛り
込まれています。これにより、後世
に伝えなければならない貴重な自然
環境や自然景観などがある区域を、
市が主体的に守っていくことができ
ることになります。鬼ノ城を含む県
立自然公園や備中国分寺の吉備路風
土記の丘などを除いた区域から、今
後指定されることとなります。そし
て、指定された保全地区に生息や生
育する野生動植物で保護する必要の
あるものについても、貴重野生動植
物種として指定できます。

条例に思う



環境審議会委員
吉澤光子さん
(清音古地)

清音地区で、身近な環境問題を
考えるグループ「そらまめ」に
所属しています。

環境審議会委員というよりは
市民の目線でこの条例づくりに
少し関わらせていただき、何
でもない身近な川や山も含め自
然が健全なまま保たれているま
ちになればとの思いを伝えまし
た。

これからは、市民の側から芽
生えた取り組みも、行政と市民
が協働で取り組んでいけるとい
いですね。そして、自然を守り、
子どもや孫に伝えていけるまち
になればと思います。



ふ化したばかりのトンボ
春は生きものの誕生の季節



サギソウ



環境学習の場でもあるヒイゴ池湿地